

公欠届及び欠席届に関するQ&A

- Q：大学で定められている公欠にはどのようなものがあるでしょうか。
- A：（感染症により出席停止の措置を受けた場合、気象警報等により通学が困難になる場合、親族が死亡した場合、裁判員制度（候補者の場合も）により選任された場合及びその他学長が必要と認める場合になります。）
- Q：授業を休む場合はどこに電話すればよいのでしょうか。
- A：（原則的に電話連絡は受け付けていませんが、感染症のおそれ・事件・事故等があったときは、学生支援課まで電話連絡してください。）
- Q：風邪などで授業を休む場合、欠席届は必要でしょうか。
- A：（1日～2日授業を休む場合は必要ありませんが、必要に応じて各自授業担当教員と連絡をとってください。病気・怪我などで1週間以上休む場合は、診断書等を添えて欠席届を提出してください。）
- Q：インフルエンザ感染の疑いがあるため欠席したものの、医療機関で診断の結果、インフルエンザでなかったことが判明した場合も、公欠になるのですか？
- A：（公欠にはなりません。ただしこの場合でもしっかり治してから通学してください。）
- Q：部活の大会があるので授業を欠席する場合、公欠になりますか。
- A：（公欠にはなりません。）
- Q：就職活動で授業を欠席する場合公欠になりますか。
- A：（公欠にはなりません。）
- Q：教育実習（介護等体験・博物館実習等）があるので授業を公欠したいのですが。
- A：（公欠にはなりません。欠席の手続きについて教育学部の学生は授業担当教員に実習の名簿を配付済みなので連絡は必要ありません。ただし、博物館実習及び他学部学生の教育実習については直接授業担当教員に相談してください。）
- Q：授業で外部施設に行くため、他の授業を欠席（公欠）したいのですが。
- A：（授業担当教員に相談してください。）
- Q：台風で公欠になるか確認をしたいのですがどうすればよいでしょうか。またそのときの手続きはどうすればよいでしょうか。
- A：（大学のホームページ等で確認してください。休業の場合、公欠の手続きは必要ありません。）
- Q：公欠届を提出すれば教員への連絡は必要ありませんか。
- A：（義務付けていませんが、できれば後日、自分からも教員へ報告しておいてください。）
- Q：忌引き公欠することになりましたが、手続きはいつすればよいでしょうか。
- A：（忌引き後でも忌引き前でも手続可能です。）
- Q：葬式の公欠は何日までになりますか。また遠方なので移動日も含まれますか。
- A：（親族に応じ日数が決められています。父・母・子は休日を含んで連続7日以内、祖父母、兄弟姉妹等は連続3日以内。また、移動日も公欠と認められます。）